

國學院大學學術情報リポジトリ

学芸員の諸問題：

國學院大學博物館学講座開設60周年記念特集：

博物館・博物館学の諸問題 2

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 青木, 豊, Aoki, Yutaka メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000316

学芸員の諸問題

はじめに

博物館法が制定されて、六十七年を迎えようとしている。この間に「博物館」なる語は勿論のこと、「学芸員」なる職業名も社会に認知浸透されるに至ったことは喜ばしい限りである。

しかし、博物館・学芸員の仔細に至っては、まだまだ誤認されていく点が社会的に多々存在することも事実である。今回、本論で記す内容は、論題でも明らかなように具体的には、専門職員としての「一、学芸員の職名使用に関する問題」、「二、無

資格学芸員の配置問題」、「三、養成学芸員の博物館学知識の向上に関する問題」、「四、学芸員採用条件における「大学院修了」要件に関する問題」、「五、地域博物館における地元出身者の採用問題」、「六、博物館学を専門とする専任教員の配置と大学教員の博物館学的知識の向上問題」の6点に関して、現状を踏まえて広く博物館学芸員に望まれる点および博物館学芸員の養成について論及するものである。

ただ、学芸員問題は必ずしも学芸員に関する単独問題ではなく、より広範囲な博物館問題として合わせて考えなければならぬ場合も存在するが、本稿では、博物館問題はさておき、前

青木 豊

記6点の博物館の専門職員である学芸員問題に限定して記すものである。

本論で指摘する点が、聊かでもこれからの学芸員制度改善の足掛かりになることを期待するものであり、延いては我が国博物館の改善に向かう基本要件でもある点であると考えて論ずるものである。

一、学芸員の職名使用に関する問題

「学芸員」なる職名は、博物館法（昭和二十六年制定）第四条三項である左記の条文により、規定された国家資格に基づく職名であることは周知のとおりである。諄いようであるが、以下に条文を抄録する。

（館長、学芸員その他の職員）

第四条

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

以上の条文からも明確であるように「学芸員」は、博物館法に基づく博物館に配置される職名であることは確認するまでもない。また、そうでなければならぬのである。

しかし、博物館とは全く異なる機関・施設である教育委員会・埋文センター・文化会館等々の文化財等の機関に勤務する職員職名に於いても、「学芸員」を使用しているのが現状である。

つまり、博物館の学芸員と所謂文化系機関・文化系施設の学芸員との混交が茲に始まり、この博物館法の精神の逸脱による不明瞭化が、一般社会での学芸員職に関する錯綜を齎す原因であると考えられるのである。過日、山本幸三地方創生大臣（当時）による「一番のがんは文化学芸員という人たち」なる発言は物議を醸したが、恐らく山本大臣の学芸員認識も当該不明瞭性に起因するものであろうと推測されるのである。事実、「文化学芸員」なる資格も専門職も無く、また具体的には博物館ではなく二条城の職員を指していたところからも領けよう。二条城は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務

所であり、博物館とは異なる施設である。決して、山本大臣の肩を持つわけではないが、このような基本的問題であるにも拘わらず一般的には大きな不具合に至らない思い違いともいえるような誤認は、山本大臣個人に留まるものではなく社会に共通する一般的誤解とも言えようし、あるいは常識化したとも言える誤った認識であることを確認しておかねばならない。原因は、当然の如く前記の混淆による結果であり、早急に改善を要する点であると考ええる。

なお、山本大臣の文化財保護に関する意識は、明らかな誤認であり、決して山本大臣の言う「観光マインド」が文化財保護を優先するものではないことは衆目の認めるところである。文化財保護は、絶対保護を原則とし、形あるものはいずれか減ぶことも世の常であるが、しかしその無常観に逆らってまでも保存しようとするのが文化財における保護思想である。したがって、人命に次いで貴重なのは、文化財であると言っても過言ではないと考える。

本論に立ち返り、当該学芸員職名問題の発端は、当時東京都教育委員会技術主事であり、その後法政大学教授として転出された談木一行氏の発案により、昭和四十七年（一九七二）頃東京都教育委員会の文化財専門職員の職名を学芸員とした東京都

条例に始まったとされる^①。おりしも昭和四十七年に、時の内閣総理大臣田中角栄による「日本列島改造論」なる政策綱領が出され、全国的に増加した開発に伴う遺跡破壊に対処する目的で、昭和四十年代初期ころから埋蔵文化財の専門職員が多数採用された。同職員の採用当初の職名は、「技師」なる職名を以って配置されていたが、人文系職での技師は不自然であることもあって、技師から学芸員への職名変更は全国へ拡散し、さらには埋蔵文化財関係機関・施設以外にも広がり、今日に至っているのである。当時としては、職務内容に整合したかに思える画期的な専門職名であったのである。確かに、現在でもこれに変わる妙案はないことも事実であろう。

なお、学芸員名称を採用した「東京都教育委員会文化財課」は、平成十年（一九九八）頃「スポーツ文化課」となり、文化財係を廃止し、昭和四十九年頃22名所属していた学芸員も現在僅か1名であるとされる^②。

ただ、昭和の終盤から平成のごく初期にかけての頃、全国大博物館学講座協議会（以下、全博協）委員長をなさっていた関西大学教授の故網千善教先生は、この矛盾点に関して全博協の大会時に複数回反対意見を述べて居られたことはいまだに鮮明に記憶している。しかし、全博協では、網千委員長の意見に

対しては冷ややかであり、是正に至る決議には到底至らなかったことも記憶している。

理由は、博物館学芸員の就職が乏しい中で、学芸員養成側としては学芸員として就職できることから、出口の確保である就職と言う点では誠に有りがたい社会的風潮であった為である。そして、網干教授に同調する研究者は一人もなく、当該風潮に異論を唱えることが出来なかったと見做せるのである。事実この問題に関しては、筆者も四半世紀以前に気が就いていたことも事実であるが、狡猾にも前述の就職との関係で問題として意識したことは無かったし、また埋蔵文化財関係以外にも当該風潮の拡散は予想されなかったこともあって、恥ずかしながら網干先生にも表面だった同調は成し得なかったことも今となっては後悔している。

しかし、前述のとおり現代社会において、混和による社会的誤解による現実的な被害が認められるに至った現在では矢張り改善しなければならぬし、また抜本的に博物館の学芸員と広範囲の文化財担当者とは、それぞれ意識と技能が異なる場存在することからも職名の呼び分けは必要であると、今更考えるしだいである。

また、東京国立博物館での専門職員の職名は、学芸員では無

く研究員であることは、東京国立博物館は博物館法ではなく文化財保護法に基づく機関であるから当然であるが、一方で博物館法に拠る登録博物館でありながらも、従来通りの「学芸員」を使用せずに研究員を使用している博物館も複数存在する点も、社会に於いてはさらに不明瞭性を進捗させる原因となっていることも指摘できよう。

つまり、我が国の社会は熟成化が進み、それなりに分化・専門化が進化していることも事実である。故に、博物館に於いても職名としての「学芸員」は、博物館法に準拠した博物館の専門職員に冠する職名に留めることが必要であり、教育委員会をはじめとする博物館以外の文化財関連施設等の職員は、「主事」や「研究員」なる職名を以って呼称する事が必要と考える次第である。

また逆に、県立の登録博物館でありながらも専門職員の職名として「学芸員」を使用せず「研究員」「専門員」等の職名を使用している博物館も存在している。この点も、お考えは有るにせよ博物館法に準拠し、基本的に博物館を名乗る機関である限りは徒に社会的混迷を増幅するのではなく、「学芸員」の職名使用を熟考して戴かなければならない。

二、無資格学芸員の配置問題

(一) 無資格者配置の現状

本章でいう無資格学芸員の配置とは、前章とは異なり国家資格である学芸員無資格者を博物館の学芸担当の専門職としての採用している事例である。

当該観点について筆者は、「博物館法改正への経緯と望まれる学芸員資格と学芸員養成」^③「学芸員有資格者の採用を求めて」^④で縷説して来たが再度上記二稿に加除し以下に再度記すこととする。

博物館法第四条第三項には、「博物館に専門的職員として学芸員を置く」と明示されていることは周知の通りである。しかし、現実に学芸員に相当する専門職員として現実に従事している人物が、学芸員資格を持たない無資格者である例を県立博物館等で多々目にしてている。

例えば、県立博物館や自然博物館の年報等の組織表を見る限り、「調査員」「研究員」「主事」等と称する学芸員資格無資格者の学芸員に相当する職員が数多く存在しているのは事実である。なお、前章で述べた博物館での「学芸員」の職名不使用の

例は、当該博物館の職種欄に「学芸員」が基本的に存在しないのであり、ここでのケースとは異なるものである。

学芸員無資格者配置の原因は、県立博物館に於いてはその採用が学芸員採用ではなく、教員や埋蔵文化財職員として採用した職員を博物館への配置転換が常套化している結果と看取される。そして、博物館学芸員相当職へ配置転換された元教育職員や埋蔵文化財関係等の職員の多くは有資格者でない職員であるが故に、当然ながら「学芸員」の職名は使用できず、研究員・主事等々の職名を冠しているのが常であると観られる。

しかし、その職務内容は正に学芸に関する職務であろうところからも、無資格者の任命とこれに伴う実務への従事と言うことになる。この不法とも表現できる行為は、「博物館法」第四条第五項に記された「博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。」(傍線筆者)に起因する。無資格者を学芸員補その他の職員に相当させることにより、合法としていたのであろうが、如何なものであろうか。ならば、職名も学芸員補とすべきであるが、組織内での所謂配慮でもあろうか、学芸員補の職名を使用していないこともまた共通する事実である。

また、教育職員・埋蔵文化財センターからの配転とは途に、

博物館自体が独自採用する場合に於いても、その採用条件に要
 学芸員資格（学芸員資格取得見込み）が加えられていないケ－
 スも決して珍しくはないのである。中でも自然史系博物館では、
 「自然史博物館では、学芸員資格は不要である」と公然と言
 放つ専門職員のことを異口同音で複数回聞いたことがある。事実、
 約10年前になるが滋賀県立琵琶湖博物館の専門職員採用の条件
 に学芸員資格は記されていない点に印象に残っている。

学芸員無資格者を良とする考え方は、是非博物館側にご賢察
 戴きは正願わねばならない点である。抜本的には、県立博物館
 を始めとする公立博物館の専門職の採用は、学芸員資格有資格
 者に限定する旨の厳格な指導を文部科学省に切望する次第であ
 る。

(二) 学芸員有資格者採用の要望に基づき博物館法第六条の改正
 案

我が国の成熟した社会では、車の運転は勿論の事、医師、教
 師、美容師等々のいずれに於いても無免許、無資格は許されな
 い社会情勢下にあつて、生涯教育・文化の拠点である博物館に
 無法が存在すること自体がゆゆしき問題なのである。拠つて、
 法の遵守からしても有資格者の配置を徹底して戴かねばならな

いのである。

それが何故、かかる不具合な事態が出現したのかを考えると、
 具体的には下記の博物館法第六条（学芸員補の資格）が無資格
 者の博物館専門職としての採用を許す法的根拠となつていてと
 看取される。

博物館法 昭和二十六年 法律第二八五号（学芸員補の
 資格）

第六条（学芸員補の資格）学校教育法（昭和二二年法律第
 二六号）第五六号一項の規定により大学に入学する
 ことのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

（傍線筆者）

条文のとおり「大学に入学することのできる者」、換言すれ
 ば即ち高等学校を卒業した者は、学芸員補になることが出来る
 のである。昭和二十六年の博物館法制定時から昭和四十年頃ま
 でなら兎も角として、今日の社会では高校卒業者が学芸員補と
 して採用されることは、現実的でないと言つて良いであろう。
 博物館法制定初期の学芸員有資格者の少なかった時代とは異な
 り、年間1万人もの有資格者を養成している現状では、不必要

な条文であることは自明の通りであり、本条文の存在が前述した無資格者採用の温床であると指摘できるのである。

拠って、当該条文の内容は今日の社会情勢に鑑みても、早急に撤廃すべき条文であると考えるものである。更に、短期大学での学芸員養成に意義を持たせる為にも、前記の如くの改正案を再度提案するものである。

(三) 「学芸員補の職と同等以上の職等の指定」(平成八年八月二十八日文部省告示第一五一号【最終改正】平成二十年六月十一日文部科学省告示第九十一号)の廃止の提唱

さらにまた、文部省告示である「学芸員補の職と同等以上の職等の指定」⁽⁵⁾は、將に学芸員養成科目の単位習得なしでの学芸員補の許容に関する告示である。告示日が平成八年であるところからも矛盾を内蔵した学芸員補に関する問題を駄目押しした告示であるとも解釈できようし、さらには平成二十年六月に最終改正を実施している点には驚かざるを得ない。

つまり、平成八年はもとより、平成二十年においても我が国の社会では多くの学芸員有資格者が存在しているにも拘らず、何故にこれほどまでに学芸員補の職を認定しなければならぬのかは極めて疑問である。

中でも同告示二項で意図する、独立行政法人国立文化財機構において文化財保護法に規定する文化財の収集・保管・展示及び調査研究に関する職務に従事する職員や、三項の「文部科学省(文化庁及び国立教育政策研究所を含む。)及び国立大学法人法大学共同利用機関法人並びに独立行政法人国立科学博物館及び独立行政法人国立美術館において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員」である専門職員を学芸補として指定する必要性が不明である。そもそも、上記に明記されている機関は博物館法の埒外であるのに、何故に学芸員補の資格認定が必要なのであるか。また、具体的に当該機関の専門職員が「学芸員補」を積極的に名乗るのであるか、甚だ疑問である。むしろ、右記機関の専門職員は、博物館法に基づく博物館を理解戴く意味でも、学芸員が適当であると考えらる。

さらにまた、四項の地方公共団体の教育委員会の職員、五項の学校における教職員、六項の社会教育施設の職員、七項の社会教育主事、八項の図書館司書を、学芸員補と指定することは乱暴であるとしか言いようが無いのである。なかでも、四〜六項は、「博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職」と条件が明示されて

いるが、七項の社会教育主事と図書館司書には、上記の条件すらないのである。

また、業務経験内容についても疑問が存在する。「博物館資料」に相当する資料^④についても、四～六項の機関・施設では不明瞭である。さらにまた、博物館類似館・施設を始め、民間での関連業務者は埒外に置かれている点も大きな疑問である。

具体的には、博物館建築業者・博物館資料製(制)作者・博物館資料修復者・博物館資料輸送梱包者等々である。

以上の如く、文部科学省告示第九十一号「学芸員補の職と同等以上の職等の指定」は、現実乖離の条文が多数存在すること、内容にも齟齬が認められることと、何よりも「学芸員補」に関して更なる混乱を齎す告示と考えられるところから、本告示の廃止を提唱するものである。

三、養成学芸員の博物館知識の向上に関する問題

(一) 学芸員養成科目の現状

筆者は、養成学芸員の資質の向上に関して、平成十九年(二〇〇七)に「博物館法改正への経緯と望まれる学芸員資格と学芸員養成」^⑤および「博物館法改正に伴う資質向上を目的と

する学芸員養成に関する考察」^⑥として『博物館学雑誌』や『全博協研究紀要』に記し、また「学芸員の資質向上を目的とする養成科目・単位数の拡充案」^⑦と題し、全日本博物館学会の研究大会等で発表を重ねて来た。その成果は、平成二十一年の「学芸員養成の充実方策について(第2次勧告)」^⑧に反映されているが、本稿では現行の文部科学省による所謂法定科目を踏まえて、さらなる養成学芸員の資質の向上を目的とした科目数の増と単位数について論究するものである。

博物館法制定六十六年を経る中で、熱心で博物館学意識のある学芸員を養成できなかつた原因は、文部科学省令が定める、博物館に関する科目の単位(法定科目)の不足に起因し、また当該点は博物館学の体系的教授が実施されてこなかつた点にも共通する。

平成八年までの、学芸員資格取得者は5科目10単位であり、博物館学の専門科目では博物館学(4単位)と博物館実習(3単位)の僅か2科目7単位であった。これが博物館法制定以来、平成十二年度の卒業生までの凡そ半世紀に互り実施されて来たのが事実であり、簡単に言えば2科目7単位の基礎知識で博物館を経営して来たことになる。また、現在博物館に勤務する約40歳以上の博物館での中堅もしくはは中心的な学芸員は、この2

《昭和30年改正時科目》			《平成9年～23年》			《平成24年4月施行》		
NO	科目名	単位数	NO	科目名	単位数	NO	科目名	単位数
1	社会教育実論	1単位	1	生涯学習実論	1単位	1	生涯学習実論	2単位
2	博物館学	4単位	2	博物館概論	2単位	2	博物館概論	2単位
			3	博物館歴史論	1単位	3	博物館歴史論	2単位
			4	博物館実務論	2単位	4	博物館実務論	2単位
3	視覚教育	1単位	5	博物館情報論	1単位	5	博物館資料保存論	2単位
4	教育原理	1単位	6	視覚教育 メディア論	1単位	6	博物館展示論	2単位
			7	教育実論	1単位	7	博物館情報 メディア論	2単位
5	博物館実習	3単位	8	博物館実習	3単位	8	博物館教育論	2単位
						9	博物館実習	3単位
(5科目 10単位)			(8科目 12単位)			(9科目 19単位)		

科目7単位での資格取得者である。
また、平成九年度から平成二十三年度までの間、8科目12単
位に養成科目が増強された履修者は未だ凡そ38歳であり、9科
目19単位での取得
者は25歳をやつと
数える年齢である
ところからも、平
成二十四年の入学
生からの増強に拠
る現行養成科目の
教育効果が、博物
館経営に発揮され
るのは概ね三十年
後であろうと予測
される。

当然のことなが
ら博物館教育の効
果が博物館に現出
するのには、概ね
四半世紀を必要と

No		科目名		単位数	No		科目名		単位数
8	博物館教育論	2	単位	↓	博物館教育論	2	単位		
7	博物館情報・メ ディア論	削 除		↓	博物館学・博物 館史	2	単位		
6	博物館展示論	2	単位	↓	博物館展示論	2	単位		
5	博物館資料保存論	2	単位	↓	博物館資料保存論	2	単位		
4	博物館資料論	2	単位	↓	博物館資料論	2	単位		
3	博物館経営論	2	単位	↓	博物館経営論	2	単位		
2	博物館概論	2	単位	↓	博物館概論	2	単位		
1	生涯学習概論	2	単位	↓	生涯学習概論	2	単位		
No									

(平成二十四年四月施行現行科目) (提唱科目)
(二) 新たな養成科目の提唱
本稿で、新たに提唱する新設科目は、①「博物館学史・博物
館史」(2単位)、②「博物館設置論」(2単位)、③「地域博物
館論」(2単位)、④「博物館資源論」(2単位)の4科目8単
位である。

すると予想される。したがって、より良き博物館を求める為の
基本方策としての養成科目の決定は、一刻も速く成されなけれ
ばならないと考える次第である。

12	博物館実習	3単位	↓	博物館実習	3単位
11	—	—	新設科目	博物館資源論	2単位
10	—	—	新設科目	地域博物館論	2単位
9	—	—	新設科目	博物館設置論	2単位
(9科目19単位)			(12科目25単位)		

また、この25単位については、参考までに示した免許・資格単位数比較を見て

・高校教員免許	67単位
・社会教育主事	24単位
・図書館司書	24単位
・学芸員	19単位

免許・各資格の
単位数比較表
(平成29年現在)

も、無理の無い科目数と単位数であることは理解できよう。抑、現行で図書館司書資格が24単位であるのに対して、学芸員資格が19単位で、5単位も少ないことに驚かされるのである。比較する問題ではないであろうが、学芸員は図書館司書や社会教育主事と比較してそんなに簡単な職種であるのだろうか、甚だしい疑問が付きまとうのは筆者だけであろうか。

抛って、新たに提唱する科目は、12科目25単位であり、詳細については下記の如くである。

「博物館資源論」 (2単位)	○自然・文化資源論 ○世界遺産等指定資源論 ○博物館社会資源論 ○博物館観光資源論 ○野外博物館論
「地域博物館論」 (2単位)	○郷土博物館論 ○地域博物館論 ○観光博物館論 ○地域創生論 ○地域社会連携論
「博物館設置論」 (2単位)	○基礎調査論 ○展示構想論 ○博物館建築論 ○博物館設備論 ○展示工学論
「博物館学史・博物館史」 (2単位)	○欧米博物館論史 ○日本博物館論史 ○明治時代博物館学史 ○大正・昭和時代前期博物館学史 ○昭和時代後期博物館学史

(三) 削除を要する科目

また、逆に削除を提唱する科目は、1科目で「博物館情報・メディア論」(2単位)である。削除理由は、科目内容が「博物館資料論」「博物館展示論」「博物館教育論」「博物館経営論」等と内容が重複する点であることは確認するまでもない。また一方で、情報機器の種類やコンピュータ使用の技術的な授業は、恐らく各大学に於いて一般的に開講されているのが現状であろう。例えば、文化系大学である國學院大学では、総合教養科目の中で「コンピュータ基礎」「コンピュータ技術入門」「コンピュータと情報(活用入門)」「コンピュータと情報(エクセル入門)」「情報機器論」「コンピュータ技術演習」「コンピュータ技術演習(シミュレーション)」「コンピュータ技術演習(データ処理)」「コンピュータ分析法」「コンピュータ分析法(メディア発信論)」「情報倫理とセキュリティ」等々が開講されているところからも、敢えて学芸員養成科目に設定しなくとも目的は果たしているものと考えられる。

(四) 障がい者支援科目について

右記を目的とする科目については、教職課程においては「特別支援教科」1単位以上を必修とすることが決定されたことは

周知の通りであり、図書館学過程では「図書館サービス論」のなかに障害者サービスが設置されていることも厳然たる事実である。

したがって、博物館養成科目においてもバリアフリー論・ユニバーサルデザイン論を含めた「障がい者特別支援」を、設けなければならない事は確認するまでも無く、これらは新設提唱科目の「博物館設置論」のなかでの建築論・設備論の中で、また従来の科目である博物館教育論・博物館経営論等での確保が可能であるから実施しなければならないと考える次第である。

四、学芸員採用条件における、大学院修了、要件に関する問題

学芸員公募資料を見た場合、応募条件として「大学院修了者もしくは同等以上」とする条件が明記されている点が近年一般的となつている。当該趣旨は、専門性に秀でた優秀な学芸員もしくは学芸員経験者の雇用を目的としているのであろう点は、充分に理解できると同時にそうあらねばならない。理由は、前者はより高度な専門知識を有する人材の確保を、後者の同等以上は主として博物館経験者を目的とするのであろうから、即戦

力となる人材の確保を目的としていと推定される。

しかし、再度考えなければならぬ点は、学芸員資格はあくまで学士の資格であることは厳然たる博物館法に準拠する事実である点であり、決して修士の資格ではないのである。したがって、国家資格である学芸員資格を有する者、もしくは取得予定者に、受験資格が無いこと自体が極めて異なことであると指摘せねばならない。

また、ここで問題となるのは、今日社会的に指摘され異口同音に希求される学芸員像は、博物館の専門学術領域にかたよった学芸員ではなく、博物館学を含めた広い知識を有する人材の登用であることも博物館側も確認しなければならぬ。当該観点に関して、小西美術工芸社社長のデービッド・アトキンソン氏は、左記の如く述べている。¹⁰⁾

日本の戦後の経済成長は人口増加に支えられてきた。だが今や人口は減り始め、学芸員が自分の興味のあることにだけ従事できるようになぜいたくな時代は終わった。

今日に於いても大学は、我が国の最高学府であることは間違いない、学士を有する者は当然それぞれの学術領域での専門知

識を有した人物であるはずであり、またそうでなければならぬのである。博物館学芸員は大学卒業で十分なはずである。大学院修了者の多くは、それぞれの学術領域においてのさらなる専門者であり、同時に研究者を目指す人たちであることは確認するまでも無い。かかる思考と目的を持った研究者が、博物館学芸員として必ず適するかどうかは甚だ疑問であり、現在の博物館運営の不具合の一因はこの点に内在されているものと看取できよう。

確かに、博物館は研究機関であり、在らねばならない点に異論を差し挟む余地はないが、しかし今日の社会情勢下に置かれた博物館を観た場合、博物館展示や教育諸活動がその重要さを増しているところからも博物館経営の上でより必要となるのは、むしろ後者の博物館学知識と熱心な博物館意識なのである。

なお、人文系博物館、なかでも考古・歴史・美術・民俗等では、そこに介在する資料群は過去の遺産であるから未来へ伝える保存行為こそが、歴史・民俗・美術系博物館の第一義であるところからも博物館学意識は不可避なのである。かかる博物館学知識の脆弱、意識の希薄な点が今日の社会下での博物館経営に影を落としているものと看取されるところから、博物館学の研究者の養成、学芸員の博物館知識・意識の向上に直結すべき

養成制度と体制が必要であると考へねばならない。

しかし、博物館学芸員に求められる学術領域での2面性を有する学芸員養成教育の基本面である、専門学術分野は大学終了時に習得しているとしても、応用実践面とも言える博物館学知識は現在の大学での養成教育の内容からは不十分である。かかる観点から、博物館教育に関しては学部での不足を補う目的で、大学院での教育を必要とすると考へる次第である。矛盾染みたことを述べているが、博物館学芸員志望者には大学院での博物館教育が必要であると考へるものである。

すなわち、大学院においての博物館学研究者の養成が、我が国の博物館が同時にまた社会が必要としている点を、採用者側も十分理解せねばならない要件なのである。

五、地域博物館における地元出身者の採用問題

近年、知り合いの地域博物館においても当該地域出身の学芸員が皆無である現象が多くなっている傾向が認められる。この点は、極めて難しい問題であると考えられるが、地域博物館の経営に当たっては、やはり当該地域の出身者が担当することが単純には好ましいといわざるを得ないことは肯定されよう。地域博

物館もその規模により専門職員数も異なるが、複数名である場合は必ず一名は配置することが好ましい。何故なら、地域博物館の経営に於いて土地勘・慣習・年中行事・方言等々が潜在的に理解できているのと、そうでない場合とでは博物館経営においても、さらには博物館利用者との間に大きな違いが存在するものと予想される。利用者との同一郷里であるとすると連帯意識に基づくコミュニケーションもスムーズであろうし、結果として友の会をはじめとする参加型博物館の構築にも大きく関与するものと考えられる。結果として、学芸員の定着率も高まるものと予想される。

地域出身の学芸員を含めた博物館従事者の採用は、今日叫ばれている地域に於ける人口減や地域創生も視野にいたした深慮が必要であろうと考へる。極論すれば、仮に近い将来当該地方公共団体が団体として機能しなくなり、所謂消滅地域となった場合においては、博物館は当該消滅地域が存在した記念的施設としての変容も考へられるところからも、ふるさと出身者が必要なのである。

六、博物館学を専門とする専任教員の配置と大学教員の博物館学的知識の向上問題

(一) 専任教員の配置

専任教員の配置については、『全国大学博物館学講座実態調査報告書』によれば、僅かながら増加傾向が認められることは学芸員養成の上ではまだまだ不十分ながら喜ばしい限りである⁽¹⁾。現在、団塊の世代とこれに続く教員が定年を迎えていることが遠因であり、平成二十四年度の入学生からの文部科学省令による養成科目数の増加を原因とするものと予想される。さらなる専任教員増加の為に法定科目の増加を必要とする。養成学芸員の資質の向上と専任教員の増加と法定科目の増加の3点は、三つ巴の関係にあることは理解できよう。

養成学芸員の資質の向上には、博物館学の体系の教授と理解による博物館学知識の涵養の必要性は前述してきた通りであるが、それには先ず担当教員の専任化が重要なのである。つまり、非常勤教員は担当科目に限っての責任であり、学生と授業以外で接し指導することは先ず無いなど、すべての面で限界があることは確認するまでも無⁽²⁾かる。

したがって、教育には全体を見渡すことの出来る専任教員が必要であることは、他の講座・課程をみるまでも無い。図書館学課程では、2人の専任教員の配置が文部科学省より義務付けられているにも拘らず、博物館課程では0人であることに大きな疑問を感じる。

この件に関しても筆者は、「学芸員の養成に関するワーキンググループ」委員として、再三専任教員の必置義務に関する明文化を求めてきたが、平成二十一年二月に出された『学芸員養成の充実方策について(第2次報告書)』には、「Ⅱ、大学において習得すべき『博物館に関する科目』の見直し」の「6、各大学における取組の充実」で、残念ながら左記の通り記されたにとどまったのである⁽³⁾。

また、学芸員養成課程を格大学においては、「博物館に關する科目」に係る専任教員の確保・配置に努めることが必要不可欠である。大学設置基準等においては、各大学は教育内容等の改善のための組織的な研修等を行うものとしており、大学における博物館に関する科目についても実施されることが望ましい。

したがって、この専任教員の配置が先ず重要であり、大学における博物館学芸員養成の充実は、この点から開始されるものと考えられる次第である。

この件は、前述した科目数と単位数の増加が実現すれば、文部科学省においてもより現実的になろうし、現場である開講大学でも非常勤のみでは講座の運営が不可能と思われる故に、この点からも科目数の増加を急がねばならないと考える。

(二) 大学教員の博物館学的知識の向上

先ず、筆者を含めた大学教員の博物館学知識の向上が基本的要件であることは明白の事実である。この件に関して、山種美術館の学芸課長から北海道立近代美術館長へ転じ明治大学の教授となり博物館学を講じられた博物館学者倉田公裕は、その著『博物館学』の中で次の如く記している。¹³⁾

その教授或いは講師に、過去博物館に勤務していたという人などを迎え、その人の過去の博物館での体験を博物館学とか、博物館概論と称しているのではないか、(略)これで果たして良いものであるうか。勿論、中には優れた探求と業績をあげられている人も少なくないが、それにし

ても博物館学に関する研究発表の少ないことをどう説明するのであるうか。博物館学とはそんな狭い体験やほんの片手間にできる浅薄なものであるうか。

倉田は、上述のごとく厳しい視座で博物館学の将来を杞憂し、各大学で博物館学を講ずる大学教員の資質に疑問を投げかけた。昭和五十四年(一九七九)のことである。それから凡そ四十年を経た今日、残念ながら改善された気配は認め難いのが現状ではなからうか。

全博協への加盟大学180大学を始めとし、非加盟大学約150大学を合わせた博物館学課程開講大学は全国で約330大学を数えている。全博協は、加盟大学は勿論非加盟大学をも含めて五年に一度の割合で開講講座実態調査を実施しており、最新である平成二十三年(二〇一一)三月刊行の『全国大学博物館学講座実態調査報告書(第11回)』によれば、博物館学専門科目の教鞭を執る非常勤講師を含めた教員数は雑駁に数えて全国で700人の多きを数えるのである。非加盟大学150大学は、主に国立大学法人大学であることも大きな特徴であり、その大半は当該アンケート調査にも無回答であるから博物館学に関する何らかの科目を担当する教員実数はさらに加算されることとなる。くどい

ようであるが、全日本博物館学会会員数は、この中にあって僅か50名を数えるのみなのである。

更にまた、全博協が刊行している『博物館学文献目録』¹⁴⁾等によると、各大学で博物館学に関する科目を担当する教員で博物館学に関する著書・論文等を記している人数は驚くほど少ないことも現状である。かかる現実を鑑みると、先ず博物館学を専門分野に置く専任教員の配置が必須要件であり、急務である。

ただ単に、博物館での館長経験や勤務経験、教育委員での文化財担当・生涯学習担当経験者といった一要件のみの実務教員の審査形態に依るのではなく、担当授業科目と整合性のある論文審査による教員資格審査を実施することが、直裁に受講生の資質の向上に反映するものと筆者は考える。

一方で、博物館学は、理論ではなく技術学であるから学芸員の無経験者による授業は、泳げない者に水泳を習っても、効果なし」と常に言われてきた例えでもあった。しかし、泳げるといっても、犬かきしか出来ない人に水泳を習っても、上達に限界があることは、誰しもが知るところである。博物館学は、技術に始終するものでは決して無いことは今更確認するまでも無い。かかる思想を有する学芸員こそ、博物館学の体系的知識の受容と意識の改革を必要とするのであって、博物館に関して

先の考えを持った学芸員により教育をうけた養成学芸員の博物館学的能力に期待は出来ないのである。

まとめ

以上、「一、学芸員の職名使用に関する問題」、「二、無資格学芸員の配置問題」、「三、養成学芸員の博物館知識の向上に関する問題」、「四、学芸員採用条件における、大学院修了、要件に関する問題」、「五、地域博物館における地元出身者の採用問題」、「六、博物館学を専門とする専任教員の配置と大学教員の博物館学的知識の向上問題」の6点に関して縷々述べてきた。

なかでも、「②無資格学芸員の配置問題」では、県立博物館等における当該問題の解決策として問題発生の温床である学芸員補に関して、根幹である博物館法、博物館第六条の改正案、と文部科学省告示である、学芸員補の職と同等以上の職務の指定の廃止を提唱した。

「三、養成学芸員の博物館知識の向上に関する問題」では、新設科目として、①「博物館学史・博物館史」(2単位)、②「博物館設置論」(2単位)、③「地域博物館論」(2単位)、④「博物館資源論」(2単位)の4科目8単位を新たに提唱した。また、

逆に科目内容が「博物館資料論」「博物館展示論」「博物館教育論」「博物館経営論」等と内容が重複する点から、「博物館情報・メディア論」（2単位）の削除の必要性を記し、結果として博物館学芸員の養成科目と単位数は、12科目25単位を提唱したものである。

「四、学芸員採用条件における、大学院修了、要件に関する問題」では、今日社会的に希求される学芸員像は、博物館の専門学術領域にかたよった学芸員ではなく、博物館学を含めた広い知識を有する人材の登用であることから、専門学術分野は大学終了時に習得しているのであるから、応用実践面とも言える博物館教育に関しては学部での不足を補う目的で、大学院での教育を必要とする点から大学院での博物館教育が必要であるとの考えを明示した。

「五、地域博物館における地元出身者の採用問題」では、地元出身の学芸員を含めた博物館従事者の採用は、今日叫ばれている地域に於ける人口減や地域創生の視座からも必要であり、さらには地域博物館の経営に於いても利用者との同一郷里であるとする連帯意識に基づくコミュニケーションの点からも、友の会をはじめとする参加型博物館の構築にも大きく関与するものと考えられる。結果として、学芸員の定着率の向上も予想さ

れると結論した。

「六、博物館学を専門とする専任教員の配置と大学教員の博物館学的知識の向上問題」では、専任教員の配置と大学教員の博物館学的知識の向上について記した。上記2点は、養成学芸員の資質向上の基盤となる要件であるところから是非とも実現しなければならぬ点である事を強調したのである。

註

- (1) 段木一行先生に直截お聞きした話である。
- (2) 元東京都教育委員会文化財課学芸員であった、川崎義雄先生のご教示より。尚、現在「スポーツ文化課」は、地域教育支援部管理課に含まれている。
- (3) 青木豊 二〇〇七「博物館法改正への経緯と望まれる学芸員資格と学芸員養成」『考古学研究』第五十四巻第二号（通巻二百十四号）考古学研究会
- (4) 青木豊 二〇〇九「学芸員有資格者の採用を求めて」『全博協研究紀要』第十一号
- (5) 学芸員補の職と同等以上の職等の指定（平成八年八月二十八日 文部省告示第一五一号）【最終改正】平成二十年六月十一日 文部科学省告示第九十一号）
博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第二項及び博物館法施工規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第五条第二号の規定により、学芸員院補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を次の

通り指定する。

- 一 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十九条の規定により文部科学大臣又は都道府県の教育委員会が指定した博物館に相当する施設において同法第二条第三項に規定する博物館資料(以下単に「博物館資料」という。)に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員
- 二 独立行政法人国立文化財機構において文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二条第一項に規定する文化財の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 三 文部科学省(文化庁及び国立教育政策研究所を含む。)及び国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人並びに独立行政法人国立科学博物館及び独立行政法人国立美術館において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 四 地方公共団体の教育委員会(事務局及び教育機関を含む。)において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 五 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 六 社会教育施設において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 七 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の二に定める社会教育主事の職
- 八 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第四条に定める司書の職
- 九 その他文部科学大臣が前各号に掲げる職と同等以上と認めた職

附則(略)

- (6) 註(3)と同じ
- (7) 青木豊 二〇〇七「博物館法改正に伴う資質向上を目的とする学芸員養成に関する考察」『博物館学雑誌』第二十三卷第一号
- (8) 青木豊 二〇〇七「学芸員の資質向上を目的とする養成科目・単位の拡充案」(全日本博物館学会の研究大会で発表。於、明治大学)
- (9) これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議 二〇〇九「学芸員養成の充実方策について」(第2次報告書)
- (10) デービット・アトキンソン 二〇一七年六月二十八日付「文化財と学芸員の役割」『毎日新聞』朝刊
- (11) 全国大学博物館学講座協議会 二〇一一「全国大学博物館学講座実態調査報告書(第11回)」
- (12) 註(9)と同じ p.7
- (13) 倉田公裕 一九七九『博物館学』東京堂
- (14) 全国大学博物館学講座協議会 二〇〇七『博物館学文献目録(著者分類編)(内容分類編)』全国大学博物館学講座協議会博物館学文献目録編纂委員会